

## ★ベビーシッター利用支援事業（一時預かり）チェックリスト★

※提出不要です。申請時の確認にご利用ください。

すべての方が必要な書類			チェック欄
区の様式	①申請書	北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼交付請求書	
	②利用内訳表	ご利用されたお子さんごとに作成してください。 申請を希望する日時をすべて記入してください。 (日付の記入漏れ・時刻の記入ミスにご注意ください)	
事業者が発行	③要件証明書	ベビーシッター要件証明書 ご利用されたシッターの人数分必要です。 ※ご利用のベビーシッター事業者に交付の依頼をしてください。	
	④領収書等	保育料を支払ったことを証明する書類の写し（領収書等） ※領収書等で以下1～4が確認できない場合には、別途分かる書類をご提出ください。 1.利用年月日、2.利用した児童の氏名、3.利用時間 4.利用料の内訳（純然たるサービス提供対価とそれ以外の料金）	
該当者のみが必要な書類			
事業者が発行	⑤クーポン等の明細	クーポンによる支払や勤務先の福利厚生等の助成を受けたことが分かるものの写し キッズラインをご利用された方のうち、クーポンをご利用された方は、「割引券利用明細」が必要です。	
区の様式	⑥委任状	申請者と振込口座の口座名義人が異なる場合、提出が必要です。 委任者と代理人が同一世帯でない場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）も一緒に提出してください。	
⑦・身体障害者手帳の写し ・療育手帳（愛の手帳）の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所受給者証の写し のうち、いずれか一点		対象児童が障害児で、小学生、または年度144時間を超えて補助を希望する未就学児の場合、申請毎に提出が必要です。	
⑧戸籍謄本の写し等 (申請日と同月に発行されたもの)		ひとり親家庭で、年度144時間を超えて補助を希望する場合、申請毎に提出が必要です。 ※ひとり親家庭とは原則、配偶者のいない保護者が児童を扶養している家庭です。	

令和7年度第4回の申請書類提出期日（令和7年度利用分最終提出期日）

**【令和8年4月15日（水）必着】**

### ★申請時の注意点★

- 会計処理の都合上、期日を過ぎた場合は令和7年度利用分の補助金を交付することができません。期日厳守でお願いします。（期限に余裕をもってご提出ください。）
- 期日までに領収書を提出できない場合は、事業者が発行する「金額が分かる利用明細書等」を提出し、後日領収書をご提出ください。
- 必ず記入例を参照し、不足書類がないかを確認の上、ご申請ください。**不足書類の提出が遅れた場合は、補助金の交付ができません。**